

交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部改正

令和3年4月16日施行

●交通の方法に関する教則とは

歩行者と運転者が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適な社会を築いていくための手引きとなるものです。

●交通安全教育指針とは

交通安全教育を行う者が、交通安全教育を効果的かつ適切に行えるよう、心構えや交通安全教育の内容・方法等を示したものです。

主な改正事項【①歩行者関係(横断の仕方)】

○ 信号機のない場所で横断しようとするとき(教則第2章第3節3(5)及び指針第2章第1節2(1)イ(オ)㍷)

横断するときは、

手を上げる

などして運転者に対して

横断する意思を明確に伝えるようにすべき

旨の記載を追加しました。

わたりま〜す!



主な改正事項【②自転車関係(自転車の正しい乗り方)】

○ 自転車に乗るに当たっての心得(教則第3章第1節1(9)並びに指針第2章第2節2(4)イ(イ)、第3節2(3)イ(ア)、第4節2(3)イ、第5節4(2)イ(カ)、第6節2(4)イ(ウ)及び4(3))

自転車乗車時における

乗車用ヘルメット

等の着用の促進についての記載を追加

しました。

頭が守られてるね!

そうね!



主な改正事項【③自動車運転関係(危険な場所などでの運転)】

○ 悪天候など(教則第6章第4節3(1)及び指針第2章第5節2(2)ア(ウ)㍷(㍸))

吹雪等による視界不良時の運転における

注意事項についての記載を追加しました。



福岡県警察